

## 令和元年由仁町議会第3回定例会 第1号

令和元年9月9日（月）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、総務文教常任委員会道内行政視察報告
  - 4、産業厚生常任委員会道内行政視察報告
  - 5、平成30年度由仁町健全化判断比率の報告
  - 6、平成30年度由仁町資金不足比率の報告
  - 7、平成30年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 平成30年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 2号 平成30年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定について
- 8 議案第 1号 由仁町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 9 議案第 2号 由仁町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 4号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 5号 由仁町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 6号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 7号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について
- 15 議案第 8号 令和元年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 16 議案第 9号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 17 議案第10号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 18 議案第11号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 19 議案第12号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 20 議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 21 議案第14号 教育委員会教育長の任命について
- 22 議案第15号 教育委員会委員の任命について
- 23 意見書案 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意

第1号 見書の提出について

24 意見書案 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について

第2号

25 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	加 藤 重 夫 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	羽 賀 直 文 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	平 中 利 昌 君
	7番	大 竹 登 君		8番	佐 藤 英 司 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
		員				人
		会				君
		事				君
		務				君
		局				君
		長				君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	山	口	明	久	君
事		事	清	水	香	葉	子
							君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和元年由仁町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 後藤君、1番 大島君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期につきまして、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、9月6日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の訂正案1件、条例の一部改正案5件、令和元年度各会計補正予算案6件、人事案3件、平成30年度決算認定議案2件の計17件であります。議会提出案件として意見書案2件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の計3件であります。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、議案第1号から議案第15号及び意見書案については単独上程とする、認定第1号から認定第2号については一括上程とし、これについては決算審査特別委員会を設置の上、当委員会へ付託し、休会中の審査とする、一般質問については1日目の9日に行う。

本会議及び議事の日程は、1日目、9日は日程第1から日程第19まで、2日目、13日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については9月9日から9月13日までの5日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの5日間とすることに決定をいたしました。

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長(熊林和男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和元年度7月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、3の総務文教常任委員会道内行政視察報告をいたします。総務文教常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察について報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、4の産業厚生常任委員会道内行政視察報告をいたします。産業厚生常任委員会で閉会中に実施された道内行政視察について報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、5の平成30年度由仁町健全化判断比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成30年度由仁町健全化判断比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、6の平成30年度由仁町資金不足比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成30年度由仁町資金不足比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、7の平成30年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、平成30年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

### ◎日程第4 行政報告

○議長(熊林和男君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和元年由仁町議会第2回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、主な農作物の生育状況についてであります。ことしは、冬季の積雪はやや多かったものの、4月以降好天が続き、農作物の移植、定植作業は順調に進みました。水稲につきましては、5月下旬からおおむね天候に恵まれ、7月上旬から中旬は低温、日照不足傾向となったものの、7月下旬以降天候が回復したことから、農林水産省が公表しました8月15日現在の作況は北海道及び南空知でやや良と見込まれており、畑作物については一部生育がおくれている作物があるものの、おおむね順調に進んでいるところであります。空知農業改良普及センター空知南東部支所によります9月1日現在の農作物の生育状況調査によりますと、水稲については平年よりも生育が2日程度遅く、穂数、稲穂の数であります。また、由仁町米麦改良協会が8月29日に行った稔実調査では、作付品種などにより若干の差はありますが、総もみ数は平年を4%上回る1平方メートル当たり3万2,363粒、不稔割合は平年を上回る10%、稔実もみ数は平年を2%上回る見込みとなっております。秋まき小麦につきましては、登熟は順調に進み、穂数は平年以上となり、収穫作業は終了しております。そらち南農業協同組合によりますと、製品単収は昨年を上回る9俵となり、品質については全量1等となる見込みであります。春まき小麦につきましても登熟は順調に進み、穂数は平年並みとなり、製品単収は平年を大きく上回る7.3俵、品質につきましても全量1等となる見込みであります。バレイショにつきましては、全体的に大玉傾向となっており、生育状況、総収量は平年を上回る見込みであります。なお、既に収穫作業が始まり、共選は7月30日から既に開始されているところであります。てん菜につきましては、草丈、葉数、葉っぱの数であります。根周、根の大きさであります。こちらにつきましては、平年をやや上回っており、生育も順調に進んでおります。大豆につきましては、草丈は平年並み、着莢、さやのつき方であります。着莢は平年を上回っております。タマネギにつきましては、7月末から既に収穫作業が始まり、球肥大は球の大きさであります。球肥大は平年より大きく、収穫量は平年をやや上回る見込みとなっております。間もなく水稲の収穫作業も本格的に始まります。今後の気象状況が心配されるところでありますが、いずれの農作物につきましても順調に収穫が終えますことを願うところであります。

第2点目は、由仁町縁結び協議会の取り組みについてであります。本年8月本協議会の取り組みを通して、登録会員の中から男性農業後継者と札幌市からの女性1組の成婚カップルが誕生したところであり、本年1月に成婚しました2組と合わせ、これまで3組の成婚カップルが誕生したところであり、なお、本年度におきましても10名の縁結び相談員が中心となりまして、登録者の担当相談員が連携してカップリングを目指す活動を行っているほか、本年6月には札幌市内のホテルを会場としまして、男性15名、女性16名の参加によります結婚支援事業、いわゆる婚活パーティーを開催したところであり、今後もさらなる成婚に結びつくよう取り組んでまいるところでございます。

第3点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の由仁神社線

道路改築工事と由仁3条線道路改築工事はいずれも7月24日に着工し、由仁神社線道路改築工事は排水工の作業中で、進捗率は30%であり、本年11月20日に、由仁3条線道路改築工事は路盤工の作業中で、進捗率は40%で、本年11月11日に完成の予定となっております。第1太田線道路改築工事は、9月4日に着工し、現在工事の準備中で、本年12月20日に完成の予定となっております。次に、建築事業の由仁町公営住宅北栄団地3号棟建て替え工事は、7月29日に着工し、現在基礎工事の作業中で、進捗率は15%であり、本年11月29日に完成の予定となっております。次に、農業集落排水事業の農業集落排水事業（機能強化対策）由仁・三川・川端地区管路処理施設第3工区工事は、7月29日に着工し、現在設備機器の製作などを進めており、進捗率は5%であり、来年3月6日に完成の予定となっております。

行政報告は以上3点でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和元年第2回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告をいたします。

平成31年度全国学力・学習状況調査についてであります。いわゆる全国学力テストとも言われておりますこの調査は、去る4月18日に全国全ての小学校6年生と中学校3年生を対象として一斉に実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。小学校は、国語、算数の2教科、中学校は国語、数学、英語の3教科を調査するほか、生活習慣や学習環境等に関して調査を行っております。今年度は、昨年度と比較すると調査方法について大きく変更された点が2点ございます。1点目は、国語と算数、数学の調査方法で、昨年までは基礎問題と応用問題を分けて調査する方法から、基礎と応用をまとめた調査方法に変更となっており、2点目は中学校の調査項目に英語が新たに追加されたところであります。その調査結果についてであります。まず北海道の平均正答率については小中学校5教科中、1ポイントから3ポイントのわずかな差ではありますが、全教科において全国平均を下回りました。次に、当町の調査結果についてであります。小学校につきましては国語で5.2ポイント全国平均を上回りましたが、算数では5.6ポイント下回る結果となっており、中学校につきましては国語が10.8ポイント、数学が3.8ポイント、英語は1.0ポイントと3教科全てにおいて全国平均を下回っております。教育委員会といたしましては、既に各学校に対して調査結果の分析を進めるよう指示するとともに、学校訪問を行い、現状や傾向等について説明を受けております。今後調査結果のさらなる詳細な分析に基づいた実効性の高い取り組みによる学力向上に向けた改善策を講じるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、4名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 災害対策について町長にお伺いします。

近年全国各地において異常気象や大規模な水害や地震、台風など自然災害が発生し、被害と不安は増大しています。また、ゲリラ豪雨、想定外の言葉もよく聞きます。昨年9月に道内では台風21号、北海道胆振東部地震があり、甚大な被害と多くの犠牲者が出ました。由仁町においても道路の陥没や下水道の損傷、民家の半壊、農業被害があり、さらには道内全域にブラックアウト現象が生じて経済活動に大きな支障を来したほか、常に電源を必要としている医療機器等にも影響があったと思います。また、異常気象新時代ともいわれ、全国どこでも深層崩壊による土砂災害のリスクが広がっていると言われております。令和元年度の町政執行方針には、自助、共助、公助と書かれていますが、自助である住民への防災教育についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員のご質問にお答えをいたします。

ちょうど1年前でございます。昨年9月に台風第21号と北海道胆振東部地震の2つの大きな災害が連続して発生をいたしました。大きな災害に見舞われていなかった当町におきましても強風による住宅や農業施設、倒木の被害が広範囲に発生した翌日にこれまで経験したことのない震度5弱の揺れとその後起きた北海道全域の停電、ブラックアウトと長引く余震によって日常生活に大きな支障を来し、不安と恐怖の日々を過ごしたことは記憶に新しいところであります。新しい時代の令和に入ってから、台風による風水害、この被害を初め8月28日に秋雨前線と湿った風の影響で九州北部を中心に大雨となり、福岡、佐賀、長崎の3県に大雨特別警報が発令され、4名のとうとい命と河川の氾濫や崖崩れ、床上浸水などの被害が相次いで発生するなど、記録的大雨といった言葉を耳にする機会も多く、私たちの身近なところで災害が発生をしております。

このような状況から、私は町民の皆さんが安心して生活できることが何よりも大切であると考え、災害に強い地域づくりを推進することは極めて重要であると認識しているところであります。加藤議員のご指摘のとおり、私は機会があるごとに申し上げておりますが、いざ災害時に頼りになるのはまずは自分自身や家族、そして近所の方々といった地域の皆さんの支えであり、その中でも最も基本となるのは一人一人が自分の身や家族の命と財産を守る自助であると考えております。このように日常的な災害に対する備えや災害時の対応を行うことができるよう各家庭に対しまして防災ハンドブックの配布を初め、広報紙による周知、防災訓練、職員によります机上訓練、小学校高学年を対象としたYUN I子ども防災キャンプや由仁三川保育園で実施しております北海道シェイクアウト訓練あるいは



出前講座などを通じて防災教育を行ってきているところであり、今後も防災に対する意識啓発がより効果的に行えるよう地域の皆さんと連携しながら、災害に強い安全、安心のまちづくり、地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 町長も答弁の中で一人一人身を守る自助が大事だということをおっしゃっておりますが、ある大学の教授なんかもテレビ等で話されておりましたけれども、激甚災害をもたらすような大雨は今後も毎年のように日本のどこかで起きていくという考えで対策をとる必要があると話されておりました。

また、国、これ内閣府になるのですけれども、避難勧告等に関するガイドラインをことしの平成31年の3月に改定し、気象庁は5月から運用を始めておりますけれども、住民はみずからの命はみずから守る意識を持ち、みずからの判断で避難行動をとる方針が示されました。5段階の警戒レベルを明記し、防災情報が提供されることとなり、自治体や気象庁から付与されることになりましたが、町の対応としてはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の冒頭でお話のありました加藤議員がごらんになられた大学教授による激甚災害の対策、残念ながらこのテレビ放映私は見ておりませんでした。平成30年6月28日から7月の8日にかけて西日本を中心に降り続いた記録的な大雨、平成30年7月豪雨におきまして逃げおくれによって多くの方が犠牲になりました。この災害の教訓から、内閣府中央防災会議などにおきまして避難対策の強化について検討され、平成30年7月豪雨を踏まえた水害、土砂災害からの報告のあり方についてこれが取りまとめられたところでもあります。これによりまして避難勧告などに関するガイドラインが改定をされまして、私ども市町村や気象庁などから発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなりました。現在関東地方を襲っている台風15号、首都圏を中心としたこの台風による警戒情報も5段階の警戒レベルで報道されているようではありますが、ご質問の5段階の警戒レベルを用いた防災情報の町の対応につきましては、警戒レベル1から2は気象庁が発表いたします。警戒レベル3以上は市町村、これは私どもが発令することになっております。警戒レベル1は早期注意情報、警戒レベルの2は注意情報であります。警戒レベル3は避難準備であります。かつ高齢者等避難開始であります。レベル4が避難勧告、避難指示、レベル5が災害発生情報とその警戒レベルに応じて住民の皆さんがとるべき行動が明確化されているところであります。

なお、警戒レベル3、避難準備、高齢者等避難開始以上の住民行動が必要な場合におきましては、警戒レベルと避難勧告などの行動を促す情報、住民の皆さんがとるべき行動の内容を町の防災行政無線によりまして住民に対して周知、伝達をすることとしているとこ

ろであります。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） それと、この防災ハンドブックなのですけれども、これは平成25年の2月から作成していきまして、大分避難場所等も変わっているところがあると思うのですけれども、これのまず防災ハンドブックの更新についてともう一点、昨年10月だったと思うのけれども、千葉県に行きまして市町村アカデミーの講習を受けてまいりました。研修行ってまいりました。その中で旧建設省出身で中越地震の経験もいたしました新潟県の前長岡市長のセミナーがありました。その中で災害の対応力、災害の対応力の向上は被災者に最も近い現場での対応力が一番だというふうに話しておりました。机の上で話しているより直接現場に行って、見て力を発揮して考えなさいという、要するに現場力です。町長は、その現場力というものについてどのように思われているのか、その2点について質問して、私の最後の質問にしたいなと思っています。その2点よろしくお願いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員の質問のほうにお答えをさせていただきます。

まずは、ご質問の由仁町防災ハンドブックは既に作成から6年が経過しておりますことから、ハザードマップの更新とあわせ新たな防災に関する情報を取り入れまして、更新に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時における現場力についてであります。当町では防災に関する備えとして先ほどお答えをしました防災訓練や職員による机上訓練を初めとした防災対策を実施しているところであります。加えて今年度は、新たに民間企業3社と防災に関する協定を取り交わし、合計で15社との防災協定を締結し、災害発生時における町民にとって必要な物資、建設機材の確保を果たしているところであります。しかし、幾ら災害に対する備えを行っても、実際に災害が起きた際には想定しがたい事態が起こる可能性を否定することはできません。やはり現場において素早い判断が求められると考えております。私は、こうした自体にいかにか素早く状況を判断し、それに対して適切な行動をとることができるか、これがまさに加藤議員ご指摘の災害時における現場力であると考えております。

ご記憶の方もいらっしゃると思います。昭和56年の8月、当町におきまして大変大きな被害をもたらした、激甚災害の指定を受けました56水害における災害対応、復旧活動の経験を有する職員は私を含めまして数人しか残っておりません。この56水害の経験者が少ない今被災地の支援、まずは第一に被災地の支援であります。これを目的に昨年の胆振東部地震におきまして大きな被害を受けましたむかわ町と安平町へ当町から延べ24名の職員を派遣したところであります。私は、この派遣に当たりまして避難所などにおける避難者の健康管理や心のケアも必要ではないかと考えまして、保健師の派遣についても可能であるとの報告を災害対策本部のほうにいたしました。保健師につきましては既に充足していることから、派遣には至りませんでした。この被災地への支援が本来の目的ではありませんでしたが、一方で被災地に派遣された職員はまさに災害の現場を目の当たりにしまして、

発生時に現場にとって必要な知識、求められる判断力とは何であるかを実際の救援活動を通して学んだところでありました。こうした貴重な経験を生かし、職員一人一人が災害発生時に自分たちに求められる役割を認識し、今後も災害における現場力の向上が図られるよう努めていきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 災害は、いつやってくるかわかりませんので、災害が起きた場合にスムーズな対応を願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は、町財政の健全化について町長にお尋ねをいたします。

由仁町の財政状況は大変厳しく、令和4年度からは財政調整基金は底をつく見通しと言われております。原因は、地方交付税削減と特別会計への繰り出しにあるとされていますが、歳入増と歳出削減についてどのように考えておられるのか町長の見解を伺いたいと思ひます。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員のご質問にお答えをさせていただきます。

財政調整基金につきましては、地方財政法によりまして各自治体に設置が義務づけられておりまして、地方財政の健全な運営のため、年度間の財源の不均衡を調整しまして、将来の財政負担に備えることを目的に設置され、当町におきましても設置しているところであります。平成30年度末の当町の積み立て額は4億9,500万円となっております。財政調整基金の一般的な適正とされる目安であります標準財政規模の10%程度、当町でいえば約3億2,000万円になりますが、この数字上では確保しておりますが、平成30年度決算ベースでの実質公債比率は17.9%、将来負担比率は150.8%、財政再建団体の夕張市を除くと全道で一番高い数字であり、4億9,500万円という基金よりも債務が多い当町にとっては当てはまらないのであります。大竹議員からの過去2回の答弁におきましても同様に申し上げたところであります。国や地方の財政状況は変わっておらず、地方交付税が全体的に減少傾向であること、少子高齢化に伴う人口の減少などによりまして町税や使用料、手数料、さらには地方交付税のこれからの伸びは期待することができないこと、一方で歳出面では経常経費、いわゆる毎年必ずかかる経費、この経費以外は徹底的に削減を図っているところであります。今年度の当初予算については財政調整基金約1億1,000万円を取り崩し、収入不足を補い、予算を編成したところであります。大竹議員のご指摘のとおり、このまま何も手を尽くさなければ将来的には財政調整基金は底をつき、収支不足を補うことができずに単年度赤字が発生することにもつながります。そうならないためにも行財政改革の継続と徹底した歳出削減は必要不可欠でありまして、特別会計であります由仁町水道事業、この水道事業におきましても水道事業の経営戦略に

基づきまして次年度に向け検討しているところであります水道料金、この水道料金の改定による一般会計からの繰り出し、削減を考えているところであります。

また、人口減少社会が到来し、財政状況がますます厳しい状況ではありますが、住民の生活に必要な生活インフラの整備や住民サービスは欠かすことができないことから、必要な歳入の確保として税金や各種料金など一旦緩めた手を再び引き締め直すことも検討しなければならないと考えているところであります。この見直しについては、新たに検討組織を立ち上げまして、町民の皆さんの意見を踏まえ、慎重に進めてまいりたいと考えているところであります。歳入の大半を地方交付税に依存している当町にとりましては、国の方針が変わればたちまち財政危機に陥ることは目に見えており、現在はまさにその過渡期でもあります。今後も地方財政計画など国の政策に対して普通交付税を初めとする経常一般財源の確保を要望するとともに、行財政改革や事務事業の見直しなどによりまして財政の立て直しを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いするところでございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 重ねて時間も限られておりますので、主に3つの点で絞らせて質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、歳入増を図るためには国に対する働きかけも必要だと私は思います。交付税全般の問題もありますし、たしか全国都道府県知事会なんかでは国保の運営に関する国の支援策を求めるとかの動きもずっとありますし、まして老朽化しているいろんな設備に対するインフラ整備の補助の増額でありますとか、それからたしか水道料金はかつて高料金対策として全国平均1トン120円の2倍を超える部分につきましては高料金対策として軽減するような、そういう施策もあったかと思っております。それがやはりだんだん直接住民負担を軽減させるという、そういうものが後退をしていつてきていると思っておりますけれども、その辺の現状がどうなっているかということも含めてお聞きをしたいと思っております。

それから、もう一つは、町独自の収入増の対策ですけれども、さまざま努力はされておりますけれども、ふるさと納税だとか非常に難しいことではありますけれども、人口減に歯どめをかけたり、人口がふえているところでは特別な対策もとられているところもあるようです。子育て支援策の充実だとか、そのことによって図っているところもある。それから、企業誘致だとか新規就労とか若者定住、Iターン、Uターンに対する支援の対策など含めまして、地域おこし協力隊との対応とか、さまざま取り組む課題はあると思っております。それが2点目であります。

3点目は、公営企業会計の繰り出し抑制の問題でありますけれども、病院の医師の確保に伴う効果から、患者さんがふえて、そして町からの繰り出しが減って、逆に6月補正ではたしか私の記憶では繰り出しでなく黒字計上をされたと思うのですけれども、町立診療所になって昨年来の経営状況がどうなっているのか、また今後の見通しとして、例えば介護保険認定度の入所のあれが3というふうに引き上げられたことによって、介護保険とか老健への待機者といいますか、そういうのが減ってきているというようにも聞いています。それに伴って老健のベッド数に対する待機者が由仁だけでなくどこも減少、それで満度

になかなか埋まらない。その現状と、そうしたらそういう状況を今後とも放置しておく、一方で黒字になっても一方ではやっぱり赤字になっていくという体質もあると思うのですけれども、現状の中ですぐ来年からどうするというだけでなく、今後の見通しを含めた対応策も求められると思いますけれども、その辺も含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、私どもの町の歳入、収入の大半、半分を占める地方交付税でございますが、こちらのほうは算定の基礎が人口となっております。まず第一に、このことが要因ではないかと思っておりますが、年々交付税が減っていつている、これが当町の実情でございます。これは、人口減少社会を迎えまして人口の減っているところは軒並み交付税が減っていつているという状況でございますが、国の政策として、これは私の個人的な私見であります、現在の国の政策というのは都市偏重型でないかと考えております。日本の人口の17%、そして国内総生産、GDPの40%を占める首都圏、東京を中心にして全ての政策が進められているというのがこれ私の感想でございます。したがって、大変苦しい。首都圏に対して人材を送り込む、私どもの町のような田舎の町が子供の教育から、健康から、全てに投資を進めて、最終的にはまた都市に人間を送り込むという、そういうシステムがまだに続いているのではないかとというのが私の視点でございます。交付税の増額につきましては、これは全国知事会だけではなく、北海道町村会におきましても国に対して要望しておりますので、これからも引き続きしっかりと必要な額をきちんと交付していただけるように要望を続けていく考えでございます。

もう一つ、水道料金のことでありますが、全国的にマスコミなどに由仁町の水道料金が高いということで取り上げられたのがたしか昨年でございますが、この水道料金、議員ご指摘のとおり高料金対策ということで交付税の中に算定をされまして、確かに国のほうから交付を受けております。ただ、うちの水道料金というのはこの国から交付された高料金対策分プラス、さらに一般財源、町民の方からいただいている税金を財源としまして、さらに4,500万円を上乗せをして現在の水道料金が維持されているということでございます。こちらのほうにつきましては、由仁町は大変財政的に厳しいのが現状であります、たくさんの別な財布も抱えております。これは、病院事業、水道事業、下水道事業、国民健康保険、後期高齢者医療、そして介護保険事業とたくさんの財布を抱えております。私は、財政が豊かであれば住民の皆さんを少しでも減らすために、これは町民の皆さんからいただいた税金をもとにして少しでも負担を少なくする、これが由仁町の政治をつかさどる者として必要なことではあります、現状ではこのたくさん抱える財布に今はない袖は振れないというところまで今達しているところでもあります。これは、基準外の繰り出しという表現を使わせていただきますが、この基準外の繰り出しというのを少しでも減らしていつて、特別会計本来の姿に戻していくことが必要だと考えております。

ご承知のとおり、国民健康保険、ことしは保険料を下げました。恐らくうちの会計の中で一番健全経営の会計ではないか思っております。介護保険もまだ基金を残し、健全経営

であります。今うちが一番経営的に苦しいのは一般会計と水道事業であります。そして、病院会計、こちらのほうはやっと病院の黒字化に向けて歩み出したところであります。これが本当に黒字になるというのはまだまだ時間がかかると私は思っています。ただ、今はやっとかつて5年前はあんなにたくさんのお金を繰り出して病院を維持するのであれば、町立病院だってやめてしまえとまで町民の方に批判された病院がやっとな町民の方の信頼を置ける医療機関までなってきたわけでありまして。これからまだまだ病院のスタッフには努力して黒字化に向けて頑張ってもらわないとだめだ。だけれども、今ご指摘のありました老健、これまだ残念ながら満床にはなっておりません。約半分しか埋まっております。これは、うちのスタッフも営業活動を積極的に展開をしておりますが、一旦ほかの老健に入ってしまったら、その老健から由仁町の老健、町立診療所が抱えています老健のほうに移ってくるということはなかなか難しいことでございます。新規開拓に向けてスタッフは今頑張っておりますので、これももう少し時間をいただきたいと思っております。議員ご指摘のとおり、企業誘致、子育ての問題、人口増加の問題、たくさんの課題を抱えているところでありますが、これはまず一つ一つ取り組んでいかなければならない問題であります。いずれの問題もこれはこれだという特効薬はないのであります。住んでいる人方にとって一番安心できる、頼りになる、そういった政策を続けていかなければならないと考えております。ですから、ほかの町があれをやっているのだけれども、由仁はこれをやらないのかというご意見たくさんいただきます。でも、これはできることはやります。できない、ほかの町がやっていたから直ちにうちの町がやるというような状況にはなっていないということをご理解をいただきたいと思っております。

もう一点だけ、これは最後にお話をさせていただきますが、少子高齢、人口減少社会、いわゆる子供の数がどんどん、どんどん少なくなっている。この少子化に対する私の考えを最後に話をさせていただきますが、ご承知のとおりこの少子化、現在はたしか出生率1.47であります。1人の女性が一生の間に産む子供の数は1.47だそうあります。合計特殊出生率というのですが、この問題余りマスコミにも取り上げられないのですが、少子化が目の前に迫ってきて大変なことになるというのは実は平成元年なのであります。合計特殊出生率が1.52、その前のひのえうまの年、ひのえうまのときには出産が抑制されるそうです。そのときよりもさらに下回って1.52という数字が出たときに、これは日本はやがて子供たちがどんどん、どんどん少なくなっていくという、そういった予測が出されたということです。私は、この少子化の問題は国の政策の失敗だと思っております。平成元年にこの1.57という数字が出たときから、しっかりとこれは国策として、ナショナルミニマムとして日本全体の人口を維持するための政策を続けてこなかった失敗のツケが今回回っていると思っております。少子化問題は、確かに大切なことでもあります。自治体が潰れるなんていう危機感もおおられておりますが、これはお金の裕福な自治体は人口をふやせるけれども、お金のないところの自治体は人口ふやせないという、そういった極論にまでなるのです。これは、一つの国を、一つの民族を維持していく問題でありますので、根幹はやはり国がしっかりと財源措置をして子供たちの未来に向けて政策を展開していかなければならないと私は考えております。由仁町としては、ほかの町と同じよ

うな政策をとることはできませんが、由仁町の未来のために、子供たちのために少しずつではありますが、子供たちのための政策を展開していきたいと考えているところでございます。議員のご質問には、以上でお答えできたのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） ここで細かな政策を詰めようと思っていまいませんけれども、産業厚生常任委員会で先般北竜町へ行ってきましたけれども、人口が2,000を切っております。その町でふるさと納税が3億、それは一緒くたにはできませんけれども、やはり難しい課題でありますけれども、私は由仁町から町外に出ている子供や孫たち、その人たちがふるさとに戻ってきて、親やじいちゃん、ばあちゃんのそばで働いていろんなことをやりたいと。例えば私も余り若い人に接触する機会が最近なくなってきていまして、うちの孫なんか、みんな20代です、聞きますと、最近若い者の間で会社とか官庁に就職をして自分の人生をというよりも、IT産業なんかを自分で立ち上げて、そして企業を起こしていくというか、そういう若い者も一方ではふえてきているそうです。そういう産業ですと、ちょっとそういう人たちを迎えて企業起こしをするという何らかの後押しをするようなことも、今具体的にどうということも提起できませんけれども、今後いろいろ協議をさせて、まちおこしについてということで一層の努力を期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

次の質問者、羽賀君の発言を許します。

羽賀君

○4番（羽賀直文君） 私は、自治体によるガバメントクラウドファンディング、いわゆるGCFについてお尋ねいたします。

平成23年に地方自治法が一部改正され、第三者が自治体にかわって自治体で利用する資金を集めることが可能となったことから、クラウドファンディング利用の機運はこれまで以上に高まりました。平成26年に鎌倉市が自治体として全国初のクラウドファンディングにより観光道のルート看板代100万円を22日間で目標達成したことで、より一層の広がりを見せています。一般の方々に興味を持っていただき、社会的に意義があると思えるプロジェクトを企画し、立ち上げることは難しいと思いますが、財政状況の厳しい当町においては使用目的が限定されるとはいえ、有益な手法と考えます。自治体のプロモーション効果や地方創生の推進の一助にもなると言われている本制度に取り組むべきかと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 羽賀議員のご質問にお答えをいたします。

クラウドファンディングにつきましては、インターネットを通して特定の活動に関心を持つ不特定多数の方から資金を募るもので、手軽さや拡散性の高さといった点が魅力的な新たな資金調達仕組みとして近年注目をされているところであります。また、自治体によるガバメントクラウドファンディング、以下G C Fと申し上げますが、これは自治体が抱える子育て支援や産業振興、芸術文化支援などさまざまな課題の解決策を事業化するために、自治体によります資金調達方法の一つとして、ふるさと納税制度とこのクラウドファンディングを組み合わせた仕組みであるとされているところであります。これまで地方自治体は、公共事業の民設民営や指定管理者制度などに代表される官民連携事業、P P P、民間資金等活用事業、P F Iといった民間事業者の活力の活用を主に行ってまいりましたが、このG C Fによって不特定多数の方から寄附あるいは投資が可能になり、私としては当町が抱えるさまざまな課題解決のための資金調達、財源確保の方策として、この仕組みを活用したいと考えております。G C Fでは、返礼品や税制の優遇措置があるにせよ、課題解決のための事業化にはいかに多くの寄附者あるいは投資者から社会的、公益的な賛同が得られるかが大変重要であります。議員ご指摘のとおり、このG C Fは既に全国的にも活用されておりまして、道内においても夕張市や大樹町のほか、震災復興支援として日高町などが実施しておりますが、全国的には目標額に達しない事例も多く見られることから、これからも先進地事例の調査研究と実現可能な課題解決策の検討を進めてまいる考えであります。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○4番（羽賀直文君） 1問目のご答弁から非常に前向きなお答えをいただいたというふうに認識をしておりますので、多少どぎまぎしておりますけれども、せっかく私調べてきたこともございますので、それら今ネットで見ればすぐわかることばかりなので、そこは俺読んだなんて言われるところあるかと思っておりますけれども、ちょっとお耳を拝借したいなというふうに思います。

このG C F、どれぐらい利用されているのかなということで、私いわゆるふるさとチョイスというサイトの中でしかちょっと見なかったのですが、この9月7日現在自治体によって実施されたプロジェクト件数が530件超、実施した自治体総数が220件超と、そして応募いただいた寄附総額が実に49億4,700万円と、こういう数字が出ております。これあくまでふるさとチョイスだけですので、ほかのこういうような実施事業者というのでしょうか、それらを合わせれば恐らく相当の金額が寄附されているのかなというふうに思います。ただ、先ほど町長も答弁の中で言ったとおり、中身を見ていくと何だ、これというようなプロジェクトも中には多々見受けられますので、そういった意味ではやはり皆さん、寄附者というか、投資者の皆さんに共感を呼んでいただくようなプロジェクトを企画し、それを実施に移すというのは、これはとても大変なことだとは思っております。



すけれども、私聞いたところによりますと、町長が就任した当時職員の皆様の前でお金がない分皆さんに知恵を出せ、アイデアを出せと述べられたことがあったというふうに聞いております。まさしく今がそういうときではないのかなというふうに思いますので、ぜひ素晴らしいアイデアを活用して、こういうプロジェクトを立ち上げていただければなというふうに思います。

中には、私が4年前ですか、初めて議員になったときに総務の委員会で東川町のほうに視察に行かせていただきました。当時日本語学校の件で視察に行ったのですけれども、対応していただいた副町長さん、ちょっとお名前失念したのですけれども、おぼろげにはあるのですけれども、名前間違えると失礼なので、申し上げませんけれども、あそこは副町長さんが2人いらっしゃって、一人の副町長さんが対応してくれて、うちの町では町民の方に3つのないは言うなど厳しく言っていると。1つは、物をやるについて予算がないと言うなど。それから、過去に前例がないと言うなど。それから、他の市町村ではやっていないと言うなどというふうにおっしゃっていました。これは、非常に記憶に残っております。その中でどうしてもやりたいことがあるならば自分たちで資金調達してこいと。実際職員をそういうことに奔走させたというような話も聞きました。4年前からそういうことに取り組んでいる自治体もございまして、東川町は当時から、ふるさと納税がこれほど過熱する前から株主制度ということで独自のそういう寄附者というか、支援者を募っている制度に取り組んでいたということでも非常に有名かなというふうに思います。

このGCF、メリットもありますけれども、デメリットもございまして。メリットとしては、寄附者がふるさと納税ですとどの自治体に寄附するかというのは選択できますけれども、どのようなことに使ってほしいということまではなかなか選択できない。私どもの町でも、町長にお任せですとか、子育て支援とか、ある程度の区分はあるとは思いますが、特定のプロジェクト、こういうプロジェクトすごくいいのではないというような、そういうようなものに、自分が関心を持ったことに寄附するという、そういう行為はなかなかできないのかなというふうに思っておりますけれども、このGCFでは関心のあるプロジェクトさえ立ち上げることができれば、そういう投資家の皆様からの共感を得られれば賛同してもらえる可能性が非常にあるという、そういうメリットもございまして。ただ、一方では、予算のというか、目標達成額に達しない場合には自分たちの予算を投入してでも投資家の皆さんの意思をむげにすることはできませんから、そのプロジェクトを完成しなければならないという、そういう側面もあるのかなというふうには思います。

また一方、自治体にもメリットがございましてということで調べさせていただくと、いろいろ載っております。寄附金を集められることはもちろんでございましてけれども、プロジェクトに投資してもらうことによってプロジェクトに対する社会的関心を測定したり、プロジェクトに対する応援者を集めたりもすることができるので、ただ自治体が予算からプロジェクトに予算を投入するよりもプロジェクトを盛り上げることができる。この予算調達という視点が今までの自治体にはなかったかなというふうに思うのですけれども、もちろん地方自治体が地方債を起債したり、政府から補助金を調達したり、そのようなことは今までにもございましたけれども、そういうプロジェクト、補助金などを使ったプロジ

ェクトには社会的なニーズがあるかわかりませんし、成果が出なくても責任追及はほとんどされません。公的資金なので、それによって利益を出そうということもできませんけれども、このG C Fにおいては調達する資金は民間の投資家より集めたものでございますので、興味がある、社会的に意義があると思えるプロジェクトでないと投資者の皆さんは投資してくれません。また、立ち上げたプロジェクトが全く効果が出ていないものでしたら、自治体の評判にもかかわるといこと。このようにG C Fによって資金調達をすることによって、これまでの一般市場にさらされていなかった自治体の資金調達が市場原理にさらされることによってより活性化する、そういう可能性もある。さらには、プロジェクトの何が必要なかを真剣に考えて町民の皆さんがその是非を評価することができるというような面もございます。私は、調べた中でいいところばかり言いましたけれども、実際町政を運営する町長の立場から、いやいや、そんなおいしいところばかりではないでしょうというような、そういう側面、町長がもし考えている部分があればぜひお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 羽賀議員の再質問にお答えをさせていただきますが、まさに議員が視察で学ばれたとおり、私もこの事業に注目をしております、ふるさと納税を含めて東川町の取り組みなんかも参考にしたところでございます。また、先ほどの大竹議員のご質問と若干関係があるかもしれませんが、ふるさと納税につきましても私どもの町の貴重な財源として就任以来取り組んでおりまして、倍増、倍増という形で進んできたところでありますが、これも昨年制度の見直しによってちょっと伸び率が下がったところかなというふうに思っております。当初から、この制度ができ上がったときからこれには注目しておりますが、まさに議員ご指摘のとおり大変難しい。返礼品を当てにするのではなくて、どういう賛同を得るのかと、こちらのほうが非常に重要だと考えております。職員のほうにも何かこういったものを活用して取り組むところがないのかと、知恵を出せということの日々職員に訴えているところでございます。議員もこれがいいのではないかというようなものももしございましたら、これはぜひ私どものほうに助言をいただきたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○4番（羽賀直文君） 先ほど大竹議員の質問にもありましたふるさと納税の絡みとかもありませんけれども、やはり今回せたな町とかにもふるさと納税の絡みで視察行ってきましたけれども、どうしてもふるさと納税ですと、比較的パイが大きいといひますか、農産物が豊富にあるだとか、畜産が盛んだ、漁業が盛んだという、そういう自治体にはちょっと勝てないのかなというふうな感がしていましたけれども、このG C Fにおいてはアイデア次第で何ほどもそういう自治体に立ち向かっていくことができるような制度かなと思ひますので、なかなか困難な道かなと思ひますけれども、ひとつ皆さん一丸となつて取り組んでいただければなというふうにご指摘させていただきます、私の質問を終わります。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、早坂君の発言を許します。

早坂君

○3番（早坂寿博君） 私は、町内の光ファイバー整備について伺います。

由仁町は、由仁市街、伏見、山形、古川、下古山地区の一部と三川市街、本三川、西三川地区の一部に光ファイバーが設置、整備されていると伺っております。他の農村地区には、まだ導入されていません。近年農業後継者の数多くの方より、整備を要望、熱望のご意見を聞きました。NTTからは、平成24年度以降由仁町において農村部への光ファイバーの提供はできないとの説明を受けたと聞いております。そのような中でも今後スマート農業などのために、総務省では光ファイバーの設備を進める計画があると聞いております。当町においても光ファイバーの整備、導入が不可欠であり、進めていくことが大切かと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 早坂議員のご質問にお答えをいたします。

光ファイバー網の整備についてであります。当町におきましては由仁の商工会が実施しました接続意向調査の結果に基づきまして、民間通信事業者によりまして平成23年6月に由仁市街の北栄、東栄地区での光ファイバー網の利用が開始をされ、その後は残りの由仁市街地区と新光、光栄、山形、伏見、古山、熊本地区のそれぞれ一部、古川地区の国道234号線沿いで利用が可能となりました。さらに、由仁地区と同様の調査を商工会はまた実施をいたしまして、その調査結果を踏まえ、平成24年の12月に三川市街地区と西三川、本三川地区の一部にも利用範囲が拡大されております。その後農家地区からの利用範囲の拡大に対する要望に基づきまして、民間通信事業者に対して要請を続けているところでありますが、平成27年12月に民間通信事業者から当町に対しまして採算性などの問題から、追加整備は行わない旨の口頭説明があり、農家地区からの要望のある光ファイバー網の整備については実現されていない状況になっているところであります。しかしながら、町としてはこの民間事業者に対しまして口頭説明でありましたので、その後もさらに整備の要望を続けているところでございます。

情報通信網は、人をつなぐものから物をつなぐもの、いわゆるIOTの活用へと変化し、総務省におきましても情報通信基盤整備推進事業によりまして、農業、観光、教育などへの幅広い活用を推進するために自治体などに対して支援をされ、今年度はさらにその制度が拡充されたところであります。また、議員ご指摘のとおり農業の分野におきましてもGPS機能によります農業機械の自動制御などの取り入れる若い農業経営者が当町においても増加しておりまして、さまざまな情報通信網を活用した取り組みがまだ一部ではあります。実践をされているところであります。

しかしながら、昨今の当町の財政状況では、その膨大な整備費用やランニングコストなど将来負担を考慮しますと、町単独での整備は大変難しい状況であると言わざるを得ません。私としては、高度情報化社会における次世代型情報通信網の整備がこれからもさらに

進んでいくものと考えておりますので、今後の財政状況を鑑み、これからも国や北海道の政策、近隣市町村の動向などを見きわめながら検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） 私も少し調べさせていただきました。由仁町の光の整備率は80から84.99%ほどで、ほかの栗山、長沼、南幌町においても90から95.99%、由仁町はちょっと劣っているわけです。その中でも農村世帯における光ファイバーの整備率は、全道では51.67%、由仁町は40%弱であります。このような中、5G、第5世代移動通信システム、総務省は2019年度に高度無線環境整備推進事業というものを立ち上げて、予算52.5億の予算づけをしております。光ファイバー、スマート農業とも関連はするのですけれども、こういった膨大な農地や多くの地区を抱え、IoTを活用したスマート農業に取り組みたい地域などに5年間で地域ニーズに基づいて必要な予算を盛り込んでいく考えであります。

これは、北海道農業、ICT、またIoTの懇談資料の中から抜粋したものなのですが、スマート農業の推進のためには農地、ほ場を面的にカバーできるネットワークの構築が必要であります。また、映像情報等の大容量伝送が必要となってきております。そのためにバックボーンなどとなる農家世帯までの高速ブロードバンド（光ファイバー等）が整備が必要かと思っております。今後新規就農者、また移住、定住者には必要な整備だと私は思います。そして、次期世代を担う子供たちのためにも光ファイバーは必要不可欠だと思っております。

この前令和2年度の農林水産省の関連予算の要求額の資料が手に入ったものですから、その中で一部なのですが、令和元年度のスマート農業の技術開発の推進費として、今年度46億円見られております。令和2年度には51億円の予算を要望しております。これは、スマート農業社会実現に向けた取り組みを総合的に支援する金額だと私は思っております。

次に、ICT情報通信技術のほうであります。を活用した畜産経営体の生産向上対策としまして、今年度201億円計上しております。令和2年度には233億円、約30億円増の予算を請求をしております。これは、酪農家や肉牛農家の労働負担軽減、また省力化に資するロボット、AI、あとIoT、物のインターネット等の先進技術の導入や農畜産農家に高度かつ総合的な経営アドバイスを提供するためのデータベース構築を支援する金額となっております。先ほど町長が答弁されたように、一つの企業、会社が採算が合わないということで当町への設備を断念したと聞いておりますが、ここでやめるのではなく、今後皆さんとともに国、また道と協力しながら、その財政支援を活用しながら、ここで終わるのではなく、今後あらゆる手段を講じながら、私は進めていくべきかなと思っておりますので、今後とも皆様方のご協力のほどをよろしく申し上げます。これは、回答はよろしいです。

以上です。これ以上町長の言葉は変わらないと思っておりますので、いいです。私の一般質問

を終わります。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

◎日程第6 認定第1号及び日程第7 認定第2号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 平成30年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号 平成30年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご議なしと認めます。

よって、一括議題として審議することに決定をいたしました。

日程第6、認定第1号及び日程第7、認定第2号を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました認定第1号 平成30年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成30年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定第1号につきましては地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、また認定第2号につきましては地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査を終えましたので、その意見及び関係書類を添えて提案した次第であります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） ただいま町長から提案理由の説明がありましたが、決算監査の結果につきましては監査委員から町長に対して決算審査意見書が提出されております。

監査委員から監査内容の概要について報告願います。

吉田代表監査委員

○代表監査委員（吉田弘幸君） ただいま議長より平成30年度各会計決算に係る審査意

見の報告のお許しがありましたので、報告させていただきます。

審査の概要につきましては、令和元年8月20日、21日の2日間の日程により私と議会選出の加藤監査委員で決算審査を実施したところであります。

1、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、2、書類等の整理等が適正に行われているか、3、不用額、不納欠損額が適正に処理が行われているか、4、各課交際費、職員の残業管理、公用車の安全管理等が適正に処理、管理が行われているか、5、災害備蓄品の現況を確認などを中心に審査を実施したところであります。

審査の結果は、計数処理等に誤りは認められず、適正かつ正確に処理されていることを確認したところであります。

なお、補足意見といたしまして、一般会計、特別会計及び公営企業会計、各会計全般を通して各種事業、事務等の精査による財源確保、事業の見直しによる経費の節減を望み、財政健全化及び経営改善への努力を強くお願いするところであります。

詳細につきましては、由仁町各会計決算に係る審査意見報告書のとおりであります。

以上、監査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑につきましては決算に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。認定第1号及び認定第2号の取り扱いについては、決算審査特別委員会を設置し、その構成は議長及び議会選出の監査委員を除く8名とし、これに付託することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、8名による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（河合高弘君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大畠敏弘議員、3番、早坂寿博議員、4番、羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に羽賀君、副委員長に大竹君であります。

決算審査特別委員会は、付託になった認定第1号及び認定第2号について会期中に審査を終え、本定例会に報告を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第1号 由仁町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 1 号 由仁町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年 4 月 1 日に施行され、市町村及び都道府県が実施する森林の整備などに関する施策の財源として森林環境譲与税が創設されましたが、法の規定により単年度で全額活用できなかった場合には翌年度へ繰り越すこととされていることから、適正に譲与税を管理し、森林整備に関する施策の財源に充てるため、本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第 1 号 由仁町森林環境譲与税基金条例の制定について内容の説明をいたします。

初めに、森林環境譲与税の創設についてでございますが、国土の 3 分の 2 を占める森林は、地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養などさまざまな公益的機能を有し、住民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林整備を進めていくことが重要であります。国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植樹された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしております。また、国内で生産される木材も増加し、木材需給率は過去 30 年で最高の 36% となるなど、森林資源は今や切って使って植えるという森林を循環的に利用していく新たな時代に入ったと言われております。このような現状認識のもと森林整備の地方財源を安定的に確保するため、国民がひとしく負担を分かち合い、森林を支える仕組みとして森林環境税及び譲与税が創設されたところでございます。

次に、議案第 1 号資料をごらんください。森林環境税及び譲与税に関する法律の概要ですが、二重丸の 1 つ目が森林環境税であります。国民に課する国税で、令和 6 年度から課税されます。税率は 1 人年額 1,000 円で、賦課徴収は市町村個人住民税とあわせて行われます。

二重丸の 2 つ目、これが譲与税でございます。本年度から市町村及び都道府県に譲与され、使い道は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進、森林の有する公益的機能の普及啓発、その他森林整備の促進に関する施策に充てることとされております。譲与基準は、経過措置を経まして国税総額の 9 割が市町村に、1 割が都道府県に譲与されます。市町村への譲与基準は、私有林人工林面積が 50%、林業従業者数が 20%、市町村の人口が 30% の割合で案分されます。使い道の公表については、インターネットの利用など適切な方法により公表することとされております。このようなことから、譲与を受ける森林環境税の円滑で適正な管理運用を行うため、本条例により基金を設置しようとするものであります。

それでは、条例案の説明をいたしますので、議案書 1 ページをお開きください。由仁町



森林環境譲与税基金条例。

第1条は、設置の目的で、当町が実施する森林整備等の財源に充てるため、由仁町森林環境譲与税基金を設置するものです。

第2条は、積み立てで、基金に積み立てる額は国から当町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、その年度の予算に定める額とするものです。

第3条は、管理で、基金に属する現金は金融機関への預金など最も確実、有利な方法で保管するものです。

第4条は、運用益金の処理で、基金運用から生じる収益及び基金による施策によって生じる収益は、予算に計上して本基金に繰り入れるものです。

第5条は、繰り替え運用等で、町長は必要があると認めるときは繰り戻しの方法、期間、利率を定め、基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものです。

2ページになります。第6条は、処分で、基金は第1条の施策の財源に充てるために処分することができるとするものです。

第7条は、委任規定であります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） これは、当然日本国としてはしなければならない中身でございます。これはわかります。そこで、お伺いしたいのは、これをするによって日本として平成9年の京都議定書以降、我が国の温室効果ガス排出削減、この目標を達成するのは国としては何年と言っているのですか。この通達はあるの、ないの。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 通達自体はございません。

浮田議員今ご指摘のありましたパリ協定に基づく関連性ということでございますが、パリ協定につきましては、2017年、アメリカのトランプ大統領がここから脱退を表明するといった今何かと話題になっている協定でございます。パリ協定自体の大枠といいますのは……

（「そういうことを聞いているんではございません。再度いいかな。したら」の声あり）

○産業振興課長（納口浩昭君） 済みません。少々お待ちください。

（「国民がこの義務を果たしても、国としては事業の目標年度というのは決めているんですかと聞いているの。その通達はございましたか

と聞いているの。なかったら、確認してほしい」の声あり)

○産業振興課長（納口浩昭君） 日本の目標が2013年度比で26%削減、それを2030年度を目標年度に掲げてございます。政府目標でございます。

(「それは以前から言っていることでしょう」の声あり)

○産業振興課長（納口浩昭君） この目標を示している通達ですか。

(「国民にこれだけ負担させるんだから、そこはきちっと行政としては確認しておかなきゃなんない」の声あり)

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時42分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁ありますか。

町長

○町長（松村 諭君） 今調べたところでわかる範囲まで答えさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 今の示した数字といたしますのは、国連気候変動枠組条約締結国会議、COPということで合意をされております。この合意の効力の発効条件というのが55カ国以上参加して、世界の総排出量の55%をカバーしなければこの効力を発効しないということになってございますが、現在各国に働きかけた結果、2016年11月の14日にこの合意が発効されまして、締結国で世界温室効果ガス排出量の86%、159カ国をカバーしてございます。そういう合意がなされているということで、その中で日本での目標額、この削減目標というのは、これは各国が義務とされているものでなくて、各国における課されている努力目標という数値になりますが、これが2030年までに26%削減という我が国の目標を掲げていると。それに関する通達が出されているかどうかについては、今答弁することができませんので、後で調べてお答えをいたします。以上でございます。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第2号 由仁町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第2号 由仁町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、女性活躍推進の観点から住民票及び個人番号カード等への旧氏の記載を可能とするよう住民基本台帳法施行令等が改正され、本年11月5日から施行されることに伴い、国が示しております印鑑登録証明事務処理要領の一部も改正され、住民票に旧氏が記載されている場合は旧氏での印鑑登録が可能となったことによるものであります。また、この改正にあわせて一部文言の整理を行っております。

説明は、新旧対照表で行いますので、議案第2号資料をごらんください。右欄が現行の

条例、左欄が改正案であります。

初めに、第2条は、文言の整理であります。

第3条第1項は、先ほど説明いたしました旧氏での登録を可能とする改正で、条件を満たしていない印鑑を登録できない印鑑として規定をしておりますが、そこに旧氏関係の文言を追加するものであります。

第2項の改正は、文言の整理であります。

続きまして、第5条第3項となります。次のページをごらんください。こちらは、文言の整理であります。

第6条は、印鑑登録原票への登録事項の規定で、第4号の氏名の規定に旧氏に関する文言を追加するとともに、文言の整理を行っております。

第8号は、文言の整理であります。

第8条及びその下の第14条見出し、第14条第1項は、文言の整理になります。こちら次のページもごらんください。

第14条の第2項であります。職権による登録抹消の規定であります。こちらは、文言の整理を行うとともに、第3号に規定します氏名等の変更に旧氏に関する文言を追加するものであります。

第15条第1項は、印鑑登録証明書記載事項の規定で、第2号の氏名の規定に旧氏に関する文言を追加するとともに、他の文言の整理を行っております。

次のページをお開きください。附則であります。この条例は、改正政令の施行に合わせて令和元年11月5日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行により引き下げられる法人税率の改正及び軽自動車税において導入される環境性能割の取り扱いについて所要の改正を行うものであります。

説明は、新旧対照表で行いますが、条例の改正内容を簡略化して一覧にしたものを議案第3号資料2としてお手元に配付しておりますので、あわせてごらんください。それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

初めに、第33条の4は、法人税率の改正であります。当町が適用しております法人税の制限税率が12.1%から8.4%に引き下げられたことに伴い改正しようとするものであります。

続きまして、附則第15条の3は、軽自動車税環境性能割の導入に当たり当分の間は市町村にかわって北海道が賦課徴収を行うとされているものの、根拠となる条例は市町村ごとに異なり、そのままでは税負担の不均衡と納税義務者の混乱が懸念されることから、統一して事務処理を行うために北海道の例に倣う旨の文言を加えるものであります。

附則第15条の3の2は、環境性能割の非課税の特例で、先ほどの理由と同様で当分の間軽減範囲を全道統一して自動車税環境性能割と同一にし、手続等についても北海道に倣うため条文を加えるものであります。

最後に、附則であります。第1条は施行期日で、この条例の施行日を令和元年10月1日とするものであります。

第2条は、法人税割の税率改正に係る経過措置で、施行日前に開始した事業年度分等の

法人町民税は、従前の例によるとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第4号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、幼児教育、保育の無償化に伴い、本条例の基準であります内閣府令の一部が改正されたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第4号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

幼児教育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、本年10月から幼児教育、保育の無償化の取り組みが進められることとされております。今般の条例改正におきましては、保育料や食事の提供に要する費用の利用者負担の改正など、本条例の基準となります内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に合わせまして本条例の関係規定の改定を行おうとするものであります。

それでは、議案第4号資料の2のほうをごらん願います。薄いほうの資料になります。本資料は、今般の条例改正の主な内容であります。まず、子ども・子育て支援法改正に伴います文言の改正であります。幼児教育、保育の無償化におきましてこれまでの子どものための教育・保育給付に加えまして、新制度未移行幼稚園、子ども・子育て支援法にのっとらない幼稚園であります。こちらにつきましては当町の由仁幼稚園、該当する園であります。新制度未移行幼稚園等を対象とする子供のための施設等利用給付制度が創設されたところであります。このことに対応するため、子ども・子育て支援法に定義づけされておりました文言、支給認定を教育・保育給付認定に、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに改正されたことから、表の左欄に記載しております本条例第2条から第52条までの規定中の文言について同様に改正しようとするものであります。これ以外の改正につきましては、中段以降の表となりますが、文言の改正につきましては説明を割愛させていただきます。

第2条は、定義で、新たに政令に規定されました用語の定義を追加、引用条項の改正、用語の定義を追加したことによる号の繰り下げであります。

2ページをお開き願います。第13条は、利用者負担額等の受領で、特別利用保育及び特別利用教育に係る規定を削る改正と資料ちょっと飛びますが、議案第4号資料の1の5ページ、新旧対照表になりますが、この5ページをごらん願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第13条は、利用者負担額等の受領で、第1項では現行で特定教育、保育を提供した際、保護者から利用者負担額、いわゆる保育料であります。この保育料の支払いを受ける旨規定しておりましたが、改正案で教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と規定し、3歳以上児の保育料については支払いを受けないこととするものであります。なお、3歳未満児のうち町民税非課税世帯についても保育料の支払いは受けないこととなりますが、3歳未満児の非課税世帯につきましては保育料をゼロ円と規定する規則改正を予定しているところであります。

6ページをお開き願います。上段、第3号で、保護者から費用の支払いを受けることができる費用として、食事の提供に要する費用を規定しております。現行では3号認定子ども、3歳未満児であります。その3歳未満児を除き2号認定子ども、3歳以上児の主食費用に限ると規定しておりましたが、改正案では食事の提供に要する費用のうち除くもの

として、次のアからウまでを規定しているところでもあります。まず、アといたしまして3歳以上児の年収360万円未満相当の世帯に係る副食費、イといたしまして3歳以上児の第3子目以降の子供に係る副食費を規定いたしまして、7ページをお開き願います。一番上です。ウといたしまして3歳未満児の子供の食事について規定しております。今申し上げましたアからウまでを除き、保護者から食事の提供に要する費用の支払いを受けることができる旨改正しようとするものであります。

議案第4号資料の2の2ページにお戻り願います。第14条は、施設型給付費等の額に係る通知等で、特例施設型給付費に係る部分を削る改正、第35条の特別利用保育の基準、第36条の特別利用教育の基準では、特例施設型給付に係る規定を加える改正であります。

3ページをお開き願います。第37条は、特定地域型保育事業のうち事業所内保育事業を除く旨の規定を加える改正と条繰り上げに伴う引用条項の改正であります。

第39条の内容及び手続の説明及び同意、第39条の正当な理由のない提供拒否の禁止等、第40条のあっせん、調整及び要請に対する協力、第41条の心身の状況等の把握、第42条の特定教育・保育施設等との連携、その3行下になりますが、第47条の勤務体制の確保等、第49条の記録の整備につきましては、条文中、支給認定子どもの文言を満3歳未満保育認定子どもに改正し、上に4行戻りますが、第42条の特定教育・保育施設等との連携では、連携施設の確保義務の緩和及び免除に係る規定の追加、第43条の利用者負担額の受領では特別利用地域型保育と特定利用地域型保育に係る規定部分を削る改正であります。

4ページをお開き願います。第50条は準用で、特定地域型保育事業への準用における読み替え規定の追加、特例施設型給付費及び特例地域型保育給付費に係る部分を削る改正、第51条は特別利用地域型保育の基準で、支給認定子どもの文言を改正いたしまして、特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合における読み替え規定を追加、第52条は特定利用地域型保育の基準で、特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合における読み替え規定を追加するものであります。

附則第2条は、特定保育所に係る特例で、本則改正に伴う読み替え規定の改正、附則第3条の施設型給付費等に関する経過措置を削除いたしまして、第4条は第3条を削除したことによる条の繰り上げ、附則第5条は連携施設に関する経過措置で、附則第4条と同様に条の繰り上げと特定地域型保育事業者から特例保育所型事業所内保育事業者を除く旨の規定の追加と経過措置年限を5年から10年と改正しようとするものであります。

附則は、施行期日で、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）



○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第5号 由仁町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 由仁町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、幼児教育、保育の無償化に伴い子ども・子育て支援法の一部が改正されたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第5号 由仁町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

今般の条例改正につきましては、幼児教育、保育の無償化のための施策におきまして先ほど議案第4号でも説明いたしましたが、これまでの子どものための教育・保育給付に加えまして新制度未移行幼稚園等に対する新たな施設等利用給付制度が創設されるなどの措置が講じられ、子ども・子育て支援法の一部改正におきまして同法に定義されている文言の改正が行われたことから、本条例におきましても関係規定の改正を行おうとするもので

あります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第5号資料をごらん願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第2条は利用者負担額に関する規定、附則第2項は利用者負担額の経過措置に関する規定であります。条文中、支給認定保護者の文言を教育・保育給付認定保護者に改めようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第6号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本条例に規定しております事業の一部について利用者負担金の見直

しを行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第6号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

今般の条例改正につきましては、本条例に規定しております配食サービスに係る利用者負担金について改正しようとするものであります。配食サービスは、由仁町配食サービス協会に委託し実施しているところであります。同協会から10月からの消費税率改正に合わせた利用者負担の見直しについて申し入れがあり、その内容につきまして協議してきた結果、申し入れのとおり見直すこととして本条例の関係規定を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第6号資料をごらん願います。右側が現行、左側が改正案であります。

別表中、その他生活支援サービス事業（配食サービス）、任意事業（配食サービス）、障がい者等在宅生活支援事業（配食サービス）、この1食当たりの利用者負担金につきまして432円を440円に改めようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第14、議案第7号 令和元年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では子育てのための施設利用給付事業、健康元気づくり館非常放送設備更新工事費の計上及び多面的機能支払補助金の増額など、歳入では地方交付税、繰越金の増額及び財政調整基金繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和元年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

- 議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第8号

- 議長(熊林和男君) 日程第15、議案第8号 令和元年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長(松村 諭君) 議案第8号 令和元年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では財政調整基金積立金の増額など、歳入では繰越金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長(熊林和男君) 住民課長

- 住民課長(中島 哲君)

「記載省略」

- 議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和元年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長(熊林和男君) 日程第16、議案第9号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第9号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では由仁浄化センター機器の修繕に伴う経費の計上、歳入では繰越金の増額及び一般会計繰入金を減額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 建設水道課長

○建設水道課長(岩花 司君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

○議長(熊林和男君) 日程第17、議案第10号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護保険事務処理システムの改修及び平成30年度の介護給付費、地域支援事業に係る返還金の計上など、歳入では繰越金の計上及び介護給付費準備基金繰入金金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第11号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では浴室の手すり取り付け工事費及び消火器備品の購入に係る費用の計上、歳入ではその財源として一般会計繰入金金の増額及び繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。



(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長(熊林和男君) 日程第19、議案第12号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第12号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では議案第11号と同じく浴室の手すり取り付け工事費及び消火器備品の購入に係る費用の計上、歳入では繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の議決

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月10日から9月12日までを休会とし、9月13日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長(熊林和男君) 皆さんに連絡をいたします。

9月13日の会議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 3時05分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊 林 和 男

9 番議員                後 藤 篤 人

1 番議員                大 畠 敏 弘